

## 主 な 登 録 基 準

### < 共通事項 >

家 賃	<p>近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。</p> <p>(ただし、改修費の国庫補助を受け、要配慮者専用賃貸住宅として登録する場合は、公営住宅の家賃水準以下の家賃としなければなりません。)</p>
法令等への適合	<p>消防法若しくは建築基準法、消防法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること。</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに順ずるものであること。</p>
要配慮者の入居について	<p>下記の要配慮者のうち、当該登録住宅において受け入れることとしている要配慮者（登録事項）の入居を拒まないこと。</p> <p>要配慮者専用賃貸住宅として登録した場合は、要配慮者しか入居させることはできません。</p> <p>また、受け入れることとする要配慮者の範囲を定める場合は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居できる者が著しく少数となるものでないこと、その他要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。</p> <p>&lt; 要配慮者の範囲 詳細は法第 2 条及び省令第 3 条を参照 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低額所得者（15 万 8 千円以下）</li> <li>・ 被災者（発災後 3 年以内）</li> <li>・ 高齢者</li> <li>・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者</li> <li>・ 子ども（18 歳未満）を養育している者</li> <li>・ 外国人</li> <li>・ 中国残留邦人</li> <li>・ 児童虐待を受けた者</li> <li>・ ハンセン病療養所入所者</li> <li>・ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者</li> <li>・ 北朝鮮拉致被害者</li> <li>・ 犯罪被害者</li> <li>・ 保護観察対象者</li> <li>・ 生活困窮者</li> <li>・ 東日本大震災その他の激甚災害による被災者</li> <li>・ 妊婦のいる世帯</li> <li>・ 海外からの引揚者</li> <li>・ 新婚世帯</li> <li>・ 原子爆弾被爆者</li> <li>・ 戦傷病者</li> <li>・ 児童養護施設等退所者</li> <li>・ LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）</li> <li>・ U I J ターンによる転入者</li> <li>・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者</li> </ul>

<面積・設備等についての基準>

1 通常の賃貸住宅タイプの場合

居室面積	25 m <sup>2</sup> 以上（壁芯）
設 備	台所、便所、収納、浴室又はシャワー室を備えていること

2 一部設備を共用とする場合

居室面積	居室面積 18 m <sup>2</sup> 以上（壁芯）
設 備	各居室に少なくとも、便所を備えていること。 かつ、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納、浴室又はシャワー室を備えていること。（上記のうちすべての専用部分に備えられている設備については不要）。

3 共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス型）の場合

面 積	住宅全体（屋内部分に限る）の床面積 $\geq 15 \text{ m}^2 \times \text{入居定員} + 10 \text{ m}^2$ （登録しない居室があり、その入居者も共用部分等を利用する場合は、その入居者の人員、居室面積も含めて計算する。） かつ、各専用部分の床面積が 9 m <sup>2</sup> 以上（収納設備以外の設備の面積除く）であること。
設 備	共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が備えられていること（上記のうちすべての専用部分に備えられている設備については不要）。 かつ、便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室については、それぞれ入居定員を 5 で除した数（一未満切り上げ）の人数が一度に利用できる数が備えられていること。
その他	各専用部分の入居定員を 1 人とするものであること